

建築物の新築・既存建築物の改修を計画されている皆様

ご存じですか

狭あい道路は後退が

必要です。(みなし道路拡幅整備にご理解を)



安全で
快適な
まちづくり

狭あい道路 = 幅員 4m未満の道路

狭あい道路は、通行上の支障のほか、日照、採光、通風などの確保が十分になされないなど環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害発生時や緊急時に、**緊急車両（消防車、救急車等）の通行が困難**になるなど支障をきたすことが予想されます。

都市計画区域内で建築物を建築する場合には、災害時の安全な避難や消防活動などのために、原則として、幅員『**4m以上**』の建築基準法上の『**道路**』に『**2m以上**』接していなければなりません。

建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際（基準時）に、現に建築物が立ち並んでいた（2棟以上）道で、一般の交通に供されているもの、かつ、**幅員が1.8m以上4m未満**のもので、特定行政庁が指定（昭和56年福島市告示第29号）したものが、**建築基準法第42条第2項の道路**です。この道路を、『**法第42条第2項道路＝みなし道路**』と呼んでいます。

2項道路に接している敷地は、原則として、道の中心線から2mの線を道路の境界線とみなすため、道の中心線から2mの範囲にある塀や門扉等を後退する（セットバック＝後退用地）必要があります。

みなし道路整備事業とは

安全な住宅市街地の形成を図る目的で、狭あい道路（法第42条第2項道路）の解消（道路改良工事）をするために、道路整備が必要な道路を『先行して後退用地を取得』する制度が「みなし道路整備事業」です。

更地の状態である「後退用地」に関し、以下の方法で先行取得します。取得後は、元道の状況に応じた整備を行い、市が管理します。

- 有償譲渡（買取単価は、市で算出した金額）
- 寄附

お問い合わせ

福島市建設部道路建設課生活道路係
☎ 535-1111（内線4138）



福島市 みなし 整備 検索

お問い合わせ

福島市
都市政策部
開発建築指導課



〒960-8601 福島市五老内町3-1

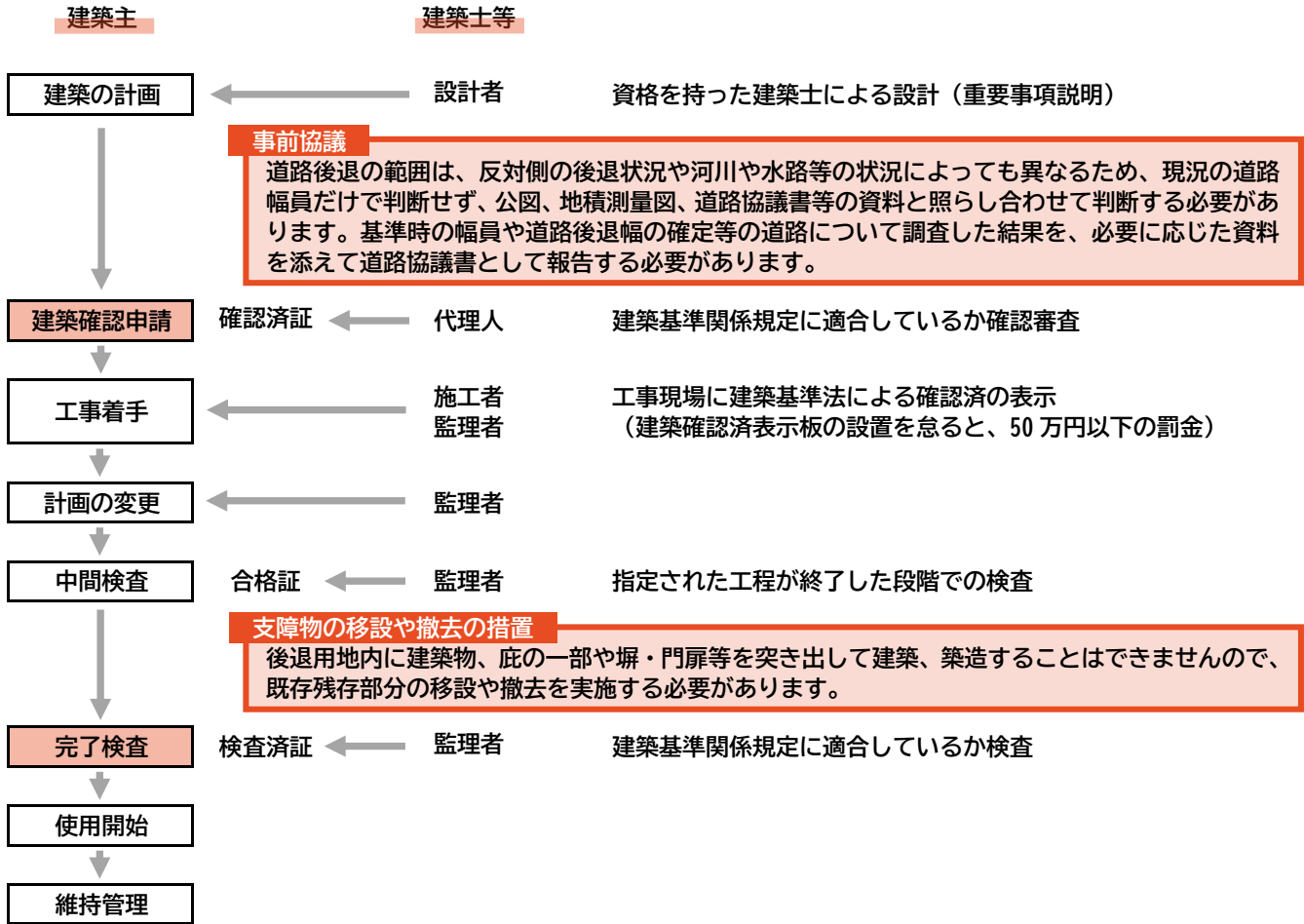
☎ 024-525-3764

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市 建築基準法の道路 検索

建築基準法の概要

■手続きの流れ（建築基準法）



■建築基準法第42条第2項道路

